

茨城県報

第7642号

昭和63年3月31日

木曜日

目次 告示

| | ページ |
|---------------------------------------|-----|
| ●使用料の一部改正(障害福祉課)..... | 1 |
| ●健康保険組合の所在地の変更(保険課)..... | 2 |
| ●有害図書指定(県民生活課)..... | 3 |
| ●茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の一部改正(商業振興課)..... | 3 |
| ●第二種大規模小売店舗に関する告示(〃)..... | 5 |
| ●注射及び検査の実施(3件)(畜産課)..... | 5 |
| ●新規土地改良事業の審査(4件)(農地管理課)..... | 9 |
| ●新規土地改良事業の認可(2件)(〃)..... | 11 |
| ●換地処分の届出(3件)(〃)..... | 11 |
| ●事業の認定(用地課)..... | 12 |
| ●道路の区域変更(2件)(道路維持課)..... | 12 |
| ●道路の供用開始(4件)(〃)..... | 13 |
| ●事業計画の変更(都市計画課)..... | 14 |
| ●土地区画整理組合の解散認可(5件)(〃)..... | 15 |

公 告

| | |
|---------------------------------|----|
| ●診療報酬点数表の選定(保険課)..... | 16 |
| ●争議行為の予告通知の公表(労政課)..... | 16 |
| ●都市計画事業の施行者の名称等(2件)(都市施設課)..... | 17 |
| ●宅地開発事業の工事完了(建築指導課)..... | 18 |
| ●開発行為の工事完了(2件)(〃)..... | 18 |
| ●一時保護児童の所持物の保管(下館児童相談所)..... | 19 |

雑 報

(茨城県道路公社)

| | |
|------------------|----|
| ●有料道路の料金の変更..... | 20 |
|------------------|----|

告 示

茨城県告示第476号

昭和52年4月7日茨城県告示第428号で告示した茨城県立心身障害者施設診療料等徴収条例に基づく使用料の一部を次のように改正し、昭和63年4月1日から施行する。

昭和63年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

心身障害者施設診療料等 緊急一時保護の表を次のように改める。

| 施設 の 名 称 | 施設 の 種 類 | 金 額 | |
|-------------------|--|--------------|---------------|
| | | 社会的事由の場合 | 私的事由の場合 |
| 茨城県立内原厚生園 | 精神薄弱児施設 | 1日につき 1,300円 | 1日につき 6,150円 |
| | 精神薄弱者更生施設 | 1日につき 1,300円 | 1日につき 6,150円 |
| 茨城県立こども福祉医療センター | し体不自由児施設 | 1日につき 1,300円 | 1日につき 6,150円 |
| 茨城県立コロニーあすなる | 精神薄弱児施設 | 1日につき 1,300円 | 1日につき 6,150円 |
| | 精神薄弱者更生施設 | 1日につき 1,300円 | 1日につき 6,150円 |
| | 重症心身障害児施設 | 1日につき 1,300円 | 1日につき 13,650円 |
| 茨城県立リハビリテーションセンター | し体不自由者更生施設 | 1日につき 1,300円 | 1日につき 6,150円 |
| 茨城県立錦修寮 | 盲 児 施 設 | 1日につき 1,300円 | 1日につき 6,150円 |
| 茨城県立暁寮 | ろうあ児施設 | 1日につき 1,300円 | 1日につき 6,150円 |
| 備 考 | <p>1 上表において、「社会的事由の場合」とは、保護者が疾病、出産、事故及びその者の親族の危篤等の事由によりその重度心身障害児(者)を一時的に介護できない場合をいい、「私的事由の場合」とは、保護者が休養等の社会的事由以外の事由によりその重度心身障害児(者)を一時的に介護できない場合をいう。</p> <p>2 上表にかかわらず、保護者が生活保護世帯に属する場合にあっては、社会的事由の場合は無料とし、私的事由の場合は1日につき1,300円とする。</p> | | |

心身障害者施設診療料等 母子短期入所の表を次のように改める。

| 施設 の 名 称 | 金 額 |
|--------------|---|
| 茨城県立コロニーあすなる | 1人1日につき 1,300円 但し通所にあつては、施設において提供を受けた給食費実費とする。 |
| 備 考 | 上表にかかわらず、保護者が生活保護世帯に属する場合にあっては無料とする。 |

茨城県告示第477号

日立電鉄健康保険組合の所在地が次のとおり変更されたので、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第15条第2項の規定により告示する。

昭和63年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

新 日立市幸町1丁目19番1号

旧 日立市幸町1丁目2番11号

茨城県告示第 478 号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第 9 条第 1 項の規定により、青少年に有害な図書として、次のものを指定する。

昭和63年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

別 記

(ビデオテープ)

| 番号 | 作 品 名 | 製 作 者 等 |
|----|---------------------------------|-----------|
| 6 | ラブリー・オマージュ はじめての絶頂 | ビデオ・RUN |
| 7 | 河合奈保・子ねこchan | 学 園 社 |
| 8 | SEINO CLINIC セイノクリニック | 〃 |
| 9 | 小川美枝子19歳・Dショック 揺 ・ ぐ ・ り | ビデオスタジオ83 |
| 10 | 現役女子大生・青春メモリー 入れて〜ぬかないで〜パート4 | 〃 |

茨城県告示第 479 号

茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項（昭和41年茨城県告示第 440 号）の一部を次のように改正する。

昭和63年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第 2 条の表補助事業の欄中

- 「 6 台風15号災害特別保証制度による保証
- 7 昭和61年台風10号災害特別保証制度によ を
る保証 」
- 「 6 昭和61年台風10号災害特別保証制度によ
る保証 」 に

改める。

様式第 1 号中「別紙第 1 」を「別紙」に、

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 6 台風15号災害 特別保証制度に よる保証 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 昭和61年台風 10号災害特別保 証制度による保 証 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

を

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 6 昭和61年台風 10号災害特別保 証制度による保 証 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

に

改める。

様式第 3 号中「別紙第 1」を「別紙」に、

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 6 台風15号災害 特別保証制度に よる保証 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 昭和61年台風 10号災害特別保 証制度による保 証 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

を

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 6 昭和61年台風 10号災害特別保 証制度による保 証 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

に

改める。

様式第 4 号及び第 5 号中「別紙第 1」を「別紙」に、

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 6 台風15号災害 特別保証制度に よる保証 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 昭和61年台風 10号災害特別保 証制度による保 証 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

を

昭和63年 4 月 1 日から昭和63年 7 月 31 日まで

(5) 実施の方法

流行性感冒 (イバラキ病) 予防液の皮下注射

(6) そ の 他

実施の細目については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

2 気腫疽予防注射

(1) 実施の目的

気腫疽の発生予防のため

(2) 実施区域

高萩市, 北茨城市, 里美村及び十王町

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

生後90日以上の子牛 (所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛)

(4) 実施期間

昭和63年 4 月 1 日から昭和64年 3 月 31 日まで

(5) 実施の方法

気腫疽予防液の皮下注射

(6) そ の 他

実施の細目については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

3 豚コレラ予防注射

(1) 実施の目的

豚コレラ発生予防のため

(2) 実施区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

生後30日以上の子豚

(4) 実施期間

昭和63年 4 月 1 日から昭和64年 3 月 31 日まで

(5) 実施の方法

豚コレラ生ウイルス予防液の皮下または筋肉内注射

(6) そ の 他

実施の細目については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。



茨城県告示第 481 号—2

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第 116 号) 第 6 条の規定に基づき、ひな白痢及び腐蛆病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

昭和63年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 ひな白痢検査

(1) 実施の目的

ひな白痢の発生予防のため

(2) 実施区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を生産する鶏及びその候補鶏

(4) 実施期間

昭和63年 4 月 1 日から昭和64年 3 月 31 日まで

(5) 実施の方法

ひな白痢急速診断用菌液による凝集反応

(6) そ の 他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

2 腐蛆病検査

(1) 実施の目的

みつばちの腐蛆病発生予防のため

(2) 実施区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施地域内において飼養されているみつばち

(4) 実施期間

昭和63年 4 月 1 日から昭和64年 3 月 31 日まで

(5) 実施の方法

肉眼的検査及び細菌学的検査

(6) そ の 他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。



茨城県告示第 481 ー 3

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第 116 号) 第 6 条及び第31条の規定に基づき, 牛のブルセラ病, 牛の結核病及び馬伝染性貧血の検査を次のとおり受けることを命ずる。

昭和63年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 牛のブルセラ病検査

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病の発生予防及びまん延を防止するため

(2) 実施区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し, 又は供する目的で飼養している雌牛及び種付の用に供し又は供する目的で飼養している雄牛, ならびにこれらの牛と同一施設内で飼養している牛。ただし, 生後90日未満の牛を除く。

(4) 実施期間

昭和63年 4 月 1 日から昭和64年 3 月 31 日まで

(5) 実施の方法

凝集反応検査, 補体結合反応検査及びその他の検査

(6) そ の 他

実施の細部については, 所轄家畜保健衛生所長の指示による。

2 牛の結核病検査

(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防及びまん延を防止するため

(2) 実施区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し, 又は供する目的で飼養している雌牛及び種付の用に供し又は供する目的で飼養している雄牛, ならびにこれらの牛と同一施設内で飼養している牛。ただし, 生後90日未満の牛を除く。

(4) 実施期間

昭和63年 4 月 1 日から昭和64年 3 月 31 日まで

(5) 実施の方法

ツベルクリン皮内反応検査及びその他の検査

(6) そ の 他

実施の細部については, 所轄家畜保健衛生所長の指示による。

3 馬伝染性貧血検査

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防及びまん延を防止するため

(2) 実施区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

競馬法による競馬に出場する馬，若しくは競馬，乗用及び繁殖の用に供する目的で飼養している馬。ただし，生後 180 日未満の馬を除く。

(4) 実施期間

昭和63年 4 月 1 日から昭和64年 3 月 31 日まで

(5) 実施の方法

寒天ゲル内沈降反応及びその他の検査

(6) そ の 他

実施の細部については，所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨城県告示第 482 号

美浦村長市川紀行から昭和63年 2 月 18 日付けで認可申請のあった木原地区土地改良事業については，土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

木原地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和63年 4 月 1 日から昭和63年 4 月 23 日まで

3 縦覧の場所 美浦村役場

茨城県告示第 483 号

美浦村長市川紀行から昭和63年 2 月 18 日付けで認可申請のあった山内地区土地改良事業については，土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
山内地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和63年 4 月 1 日から昭和63年 4 月 23日まで
- 3 縦覧の場所 美浦村役場

~~~~~

#### 茨城県告示第 484 号

茨城町明光土地改良区から昭和63年 2 月 24 日付けで認可申請のあった上田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
茨城町明光土地改良区定款の写し  
上田地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和63年 4 月 1 日から昭和63年 4 月 23日まで
- 3 縦覧の場所 茨城町役場

~~~~~

茨城県告示第 485 号

里川堰土地改良区から昭和62年12月10日付けで認可申請のあった上土木内地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
里川堰土地改良区定款の写し
上土木内地区土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧の期間 昭和63年 4 月 1 日から昭和63年 4 月 23日まで
 - 3 縦覧の場所 常陸太田市役所
- ~~~~~

茨城県告示第 486 号

昭和62年12月18日付けで酒寄土地改良区から認可申請のあった砂田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 194 号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和63年 3 月25日認可した。

昭和63年 3 月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 487 号

昭和62年12月18日付けで真壁中部土地改良区から認可申請のあった飯塚地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和63年 3 月25日認可した。

昭和63年 3 月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 488 号

昭和63年 3 月15日付け農管指令第74号をもって認可した野上地区の換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和63年 3 月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 489 号

昭和62年 8 月 5 日付け農管指令第 243 号をもって認可した片野地区の換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和63年 3 月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 490 号

昭和63年 3 月16日付け農管指令第78号をもって認可した杉内・川側地区の換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和63年 3 月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 491 号

土地収用法 (昭和26年法律第 219 号) 第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

昭和63年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 牛 久 市
- 2 事業の種類 (仮称) 奥野地区公民館・運動広場建設事業
- 3 起 業 地
 - (1) 収用の部分 茨城県牛久市島田町字新切及び字鎌倉街道地内
 - (2) 使用の部分 な し
- 4 土地収用法第26条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所
牛久市中央公民館

茨城県告示第 492 号

道路法 (昭和27年法律第 180 号) 第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は昭和63年 3 月 31 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 下館三和線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新 の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|-------------------------------|----------|-----------------------------|--------------------------|--------|
| 猿島郡三和町大字尾崎字本田 2215-2 番地先から | 旧 | 最大 <small>メートル</small> 10.3 | <small>メートル</small> 92.0 | |
| | | 最小 6.0 | | |
| | | 最大 10.0 | 81.0 | |
| | | 最小 10.0 | | |
| 猿島郡三和町大字尾崎字本田 2241-2 番地先まで | 新 | 最大 10.3 最小 6.0 | 92.0 | 迂回路の撤去 |

茨城県告示第 493 号

道路法 (昭和27年法律第 180 号) 第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和63年 3 月 31 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 区 間 | 旧新 の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|------------------------------|----------|---------|-------|--------|
| つくば市大字手生子字浦山 1077番 2 地先から | 旧 | メートル | メートル | |
| | | 最大 9.4 | 342.0 | |
| | | 最小 7.9 | | |
| | | 最大 13.5 | 342.0 | |
| | | 最小 7.9 | | |
| つくば市大字手生子字浦山 1138番 5 地先まで | 新 | 最大 9.4 | 342.0 | 迂回路の撤去 |
| | | 最小 7.9 | | |

茨城県告示第 494 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和 63 年 3 月 31 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和 63 年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名 県 道

2 供用開始の区間

下妻市大字下妻字本宿 2831-1 番地先から

下妻市大字大串字六反田 106 番地先まで

3 供用開始の期日 昭和 63 年 4 月 1 日

茨城県告示第 495 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、昭和 63 年 3 月 31 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和 63 年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名 県 道

2 供用開始の区間

猿島郡猿島町大字生子字若宮 2167-5 番地から

猿島郡猿島町大字菅谷字道目 395-3 番地まで

3 供用開始の期日 昭和 63 年 3 月 31 日

茨城県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、昭和63年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 大宮御前山線
- 2 供用開始の区間
那珂郡大宮町字中江幡898番地6から
那珂郡大宮町字洞目気3116番地1まで
- 3 供用開始の期日 昭和63年3月31日

茨城県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和63年3月31日より30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 古河岩井自転車道線
- 2 供用開始の区間
古河市桜町4番3地先から
猿島郡境町大字蓮池下1291番4地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和63年3月31日

茨城県告示第498号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により（那珂湊市）南浜田土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和63年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称
南浜田土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
昭和47年6月8日から昭和65年3月31日まで
- 3 施 行 地 区
那珂湊市阿字ヶ浦字南浜田、字前山及び字渚の各一部

- 4 事務所の所在地
那珂湊市和田町 2-12-1
那珂湊市開発公社内
- 5 設立認可の年月日
昭和47年 6 月 8 日
- 6 変更の主な内容
資金計画及び施行期間の延長
- 7 変更認可の年月日
昭和63年 3 月 31 日

~~~~~

**茨城県告示第 499 号**

(石岡市) 彦市山土地区画整理組合の解散について認可したので、土地区画整理法(昭和29年法律第 119 号) 第45条第 4 項の規定により告示する。

昭和63年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

~~~~~

茨城県告示第 500 号

(石岡市) 八軒向土地区画整理組合の解散について認可したので、土地区画整理法(昭和29年法律第 119 号) 第45条第 4 項の規定により告示する。

昭和63年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

~~~~~

**茨城県告示第 501 号**

(那珂湊市) 遠原土地区画整理組合の解散について認可したので、土地区画整理法(昭和29年法律第 119 号) 第45条第 4 項の規定により告示する。

昭和63年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

~~~~~

茨城県告示第 502 号

(竜ヶ崎市) 光順田土地区画整理組合の解散について認可したので、土地区画整理法(昭和29年法律第 119 号) 第45条第 4 項の規定により告示する。

昭和63年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

~~~~~

## 茨城県告示第503号

(波崎町)須田団地第一土地区画整理組合の解散について認可したので、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第4項の規定により告示する。

昭和63年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 公 告

## ●診療報酬点数表の選定

健康保険法(大正11年法律第70号)にもとづき指定を受けている保険医療機関が、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定法(昭和33年厚生省告示第177号)」にもとづいて、昭和63年4月1日から昭和64年3月31日までの間に採用する点数表の選択の別は、次のとおりである。

昭和63年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 点数表(乙)を点数表(甲)に変更するもの

| 医療機関コード | 保険医療機関名称  | 所在地           | 開設者  | 新医療機関コード |
|---------|-----------|---------------|------|----------|
| 0720458 | 和田耳鼻咽喉科   | 結城市大字結城13667  | 和田忠男 | 0710020  |
| 0820449 | 坂西眼科医院    | 竜ヶ崎市字寺後3610-3 | 坂西良彦 | 0810051  |
| 1720515 | 風間医院      | 取手市戸頭4-3-6    | 風間洋一 | 1710078  |
| 1720531 | ときわ会クリニック | 取手市井野4430     | 寺岡次郎 | 1710086  |

## 2 上記以外の保険医療機関については、従前のとおりである。

## ●争議行為の予告通知の公表

日本赤十字労働組合水戸支部執行委員長中山英雄から、昭和63年3月23日労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

昭和63年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 事 件 賃金引上等の要求
- 2 日 時 昭和63年4月3日以降本問題が解決するまでの期間
- 3 場 所 日本赤十字労働組合水戸支部の組合員が従事する職場
- 4 争 議 の 概 要 あらゆる形の争議行為を実施する。



●都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画公園事業については、昭和63年 3 月 3 日建設省告示第315号で都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第63条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

昭和63年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画事業の種類及び名称

昭和57年建設省告示第 254 号

水戸・勝田都市計画公園事業

5・桜川緑地

2 施行者の名称 茨城県

3 事務所の所在地 水戸市三ノ丸 1 丁目 5 番38号

茨城県庁

4 事業地の所在

昭和57年建設省告示第 2 5 4 号の事業地のうち、見川一丁目を削り、千波町字千波山地内において事業地を変更する。

~~~~~

水戸・勝田都市計画公園事業については、昭和63年 3 月 16 日建設省告示第738号で都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第63条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

昭和63年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画事業の種類及び名称

昭和43年建設省告示第 3762 号

水戸・勝田都市計画公園事業

9・6・001 偕楽園公園

2 施行者の名称 茨城県

3 事務所の所在地 水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号

茨城県庁

4 事業地の所在

昭和43年建設省告示第3762号、昭和48年建設省告示第568号、昭和52年建設省告示第873号、昭和55年建設省告示第1904号、昭和57年建設省告示第14号及び昭和61年建設省告示第257号のうち千波町字千波山、見川町字勝見田、字志づく及び字とふさ~~と~~並びに見川一丁目地内において事業地を変更する。

~~~~~

## ●宅地開発事業の工事完了

茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例(昭和47年茨城県条例第46号)第9条の設計確認に係る宅地開発事業について、次の地域の工事が完了したので、同条例第16条第3項の規定により公告する。

昭和63年3月31日

茨城県知事 竹内 藤 男

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡大宮町大字鷹巣1395番, 1396番, 1399番, 1400番, 1401番, 1403番, 1404番1から同番4まで, 1431番の一部, 1432番, 1433番2の一部, 同番3, 1437番1, 同番3の一部, 同番4, 1444番3の一部

## 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡大宮町388-2

大宮町土地開発公社

理事長 菊池 道隆

## ●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和63年3月31日

茨城県知事 竹内 藤 男

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西茨城県岩瀬町上野原地新田字台391-4, 391-21, 391-22, 391-26, 391の27

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区神田駿河台4丁目3番地

三井物産石油株式会社

代表取締役社長 忍 足 文 雄

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西茨城県岩瀬町大字西飯岡字神田1315番, 70番, 1310番2, 1314番1, 1313番, 1317番, 1317番1, 1317番2, 1317番4, 1325番4, 1317番6, 1317番7, 1293番, 1299番3, 1294番1, 1295番, 1317番3, 1292番3, 1297番, 1312番, 1318番1, 1316番, 1317番8, 1318番, 1299番4, 1317番5, 1296番, 1314番2, 1314番3, 1299番1, 156番, 1298番, 1311番, 156番1, 1326番7, 1326番1, 1322番, 132

5番7, 1324番, 1318番, 1325番6, 1325番5, 61番, 60番1, 62番,  
63番, 64番, 66番, 67番, 66番2, 1319番1, 1319番2

西茨城郡岩瀬町大字西飯岡字伊勢代1129番, 1227番, 1237番, 1233番1, 1  
238番, 1248番, 1237番1, 1118番, 1245番2, 1245番3, 1126番,  
1133番, 1113番, 1117番, 1122番, 1235番, 1115番, 1232番2,  
1233番5, 1243番, 1252番, 1127番, 1228番, 1242番, 1241番,  
1221番, 1240番, 1125番, 1120番, 1124番, 1250番, 1245番1,  
1116番, 1233番4, 1233番3, 1130番, 1233番2, 1235番, 1244  
番, 1232番1, 1236番

西茨城郡岩瀬町大字西飯岡字谷津544番, 1275番, 1269番, 1273番, 505番,  
1270番, 1274番, 1271番

西茨城郡岩瀬町大字西飯岡字入1259番, 1199番1, 1254番, 1255番1

西茨城郡岩瀬町大字西飯岡字宿1105番, 1106番, 1107番2, 1218番, 124  
5番4, 1102番, 1108番, 1107番, 1109番, 1217番, 1222番

西茨城郡岩瀬町大字堤の上字赤坂503番17, 503番20, 503番14, 503番15,  
503番19, 519番1, 520番, 503番1, 503番4, 503番16, 503番8,  
503番10, 503番13, 503番7, 503番9, 503番12, 503番11, 503  
番21, 521番2, 503番25

西茨城郡岩瀬町大字堤の上字南戸屋389番1, 385番, 391番1, 388番, 392番,  
391番, 378番, 377番1, 477番11

西茨城郡岩瀬町大字堤の上字稻荷入505番1, 477番1, 477番5, 477番10, 5  
00番1, 500番2, 501番

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区築地2丁目10番2号

株式会社筑波学園ゴルフ倶楽部

代表取締役 田 辺 俊 雄

### ●一時保護児童の所持物の保管

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の2の規定により一時保護を加えた児童の所持物件  
中下記の物件を保管したから返還請求権を有するものは申し出て下さい。

昭和63年3月31日

茨城県下館児童相談所長 倉 持 春 樹

1 申出の期間 昭和63年 3 月 31 日から昭和63年 9 月 30 日まで

2 申出の場所 茨城県下館児童相談所

下館市大字玉戸1336-16

電話 0296-24-1614

3 保 管 物

| 物 件 名 | 種 類, 型 状 | 数 量  | 経 過                                                                                               |
|-------|----------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現 金   | 10,000 円 | 65 枚 | 昭和63年 1 月 23 日 7 時 30 分頃<br>下館市稲荷町丙 194 番地「下館シネマ 1」北側駐車<br>場に駐車中の普通乗用車(所有者ナンバー不詳)か<br>ら窃取したものである。 |
|       | 5,000 円  | 2 枚  |                                                                                                   |
|       | 1,000 円  | 10 枚 |                                                                                                   |

## 雑 報

(茨城県道路公社)

### ●有料道路の料金(割引率)の変更

有料道路の料金(割引率)を変更するので、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第14条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

昭和63年 3 月 31 日

茨城県道路公社

理 事 長 竹 内 精 一

1 有 料 道 路 名 水郷有料道路(県道平泉潮来線)

2 料 金

(1) 回数券の割引率は、2割以下とする。

(2) 大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス(道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。)については、特別措置として回数券の割引率を3割とする。

3 実 施 年 月 日 昭和63年 4 月 1 日

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 2,000円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)